

公立保育所の民営化ガイドラインの概要について

平成 29 年 11 月に策定した「公立保育所のあり方」の「今後の民営化方針」に基づき、公立保育所の民営化を進めるにあたり、公表方法などの一連のプロセスを明らかにするため、ガイドラインを作成したので、その概要について報告する。

1 公立保育所の民営化について

区は、平成 16 年 1 月に「経営刷新計画」を策定し、「公共サービスの民間開放」の一環として、公立保育所の民営化を進めてきた。しかし、近年、区は保育所待機児童対策のため保育施設整備を進め、平成 30 年度には私立保育所 83 園、平成 21 年度と比較して 41 園の増となり、保育サービス定員が大幅に増加した結果、保育運営費などの財政負担が増大している。また、公立保育所 38 園中 29 園が建築後 40 年を超し、長寿命化改修などの再整備が必要な時期を迎えている。このような状況から持続可能な保育サービスの提供のためには、保育施設の再整備に民間活力を積極的に活用し、公立保育所の民営化を推進していく必要がある。

2 民営化ガイドラインの目的

民営化対象園の公表から、移管先事業者の募集・選定、三者協議会（保護者・事業者・区）の運営、事業者への引継ぎ方法等の一連のプロセスを明らかにする。

3 民営化対象園の選定（対象園を選定するにあたっての 7 つの視点）

下記の視点に立ち、事業の継続性及び効果、保護者の利便性などを総合的に勘案し選定する。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 施設の老朽化の状況 | (5) 一定規模の保育所定員を備えること |
| (2) 地域の保育需要と保育サービス定員の実態 | (6) 原則、定員拡大の余地があること |
| (3) 「育ちのエリア」との関係性 | (7) 0歳児保育や延長保育の実施 |
| (4) 保育施設を整備できる代替地の確保 | |

4 民営化の手法

- (1) 代替地再整備方式 (2) 仮設再整備方式 (3) 施設移管方式

5 民営化の基本的な進め方

- (1) 民営化対象園の発表から移行までは準備期間を設け、保護者への情報提供と協議を行いながら、信頼関係の下に進める。
- (2) 既に入園している児童の保育環境（保育内容・行事など）に配慮し、基本的に急激な変更を行わないよう進めていく。
- (3) 運営主体の選定にあたっては、地域の保育ニーズを反映して保育サービスの向上を確実に期待できる事業者を選定する。
- (4) 移管先事業者の準備に要する期間を十分に確保しながら、保育運営に支障がないよう配慮し移行する。
- (5) 民営化後も一定期間保護者・事業者・区の三者で協議する場を設置し、また、移管事業者への指導検査を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を行う。

6 民営化移行期間

長寿命化の改修時期を迎える保育施設が多くあることに加え、待機児童対策による保育運営費の急増など区の財政状況を踏まえ、対象園発表から民営化まで5～6年かけた移行期間を短縮する。ただし、園児や保護者への影響を考慮し、移管先事業者への引継ぎ期間を十分に確保し、民営化対象園の個別計画の公表時点から、原則として4年目に民営化園へ移行することとし、具体的なスケジュールは民営化対象園の個別計画により示す。

民営化3年前 (公表年度)	民営化対象園の個別計画を公表(8月) 保護者説明会、事業者公募条件の調整、事業者公募
民営化2年前	事業者選定・公表、三者協議会、引継ぎ開始
民営化1年前	三者協議会、新園舎整備、合同保育(4か月間)
民営化実施年	民営化(4月)、三者協議会(～翌年度まで)

7 民営化対象園の公表

平成31(2019)年度に(仮称)「公立保育所の民営化計画」を策定し、5年間に民営化準備に着手する保育所を一括して公表する。また、民営化対象園の個別計画は、原則として民営化実施年の3年前に公表する。

8 民営化移管先事業者の選定について

(1) 事業者の公募

移管先事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 運営主体

保護者と十分に協議の上、認可保育所の運営実績、所在地要件、運営事業者の資格要件を決定する。

(3) 選定の基準

区立保育所の保育水準を満たし、保育の質の維持・向上できる運営事業者を選定することを原則とする。(主な提案項目は右表)

(4) 選定組織

保護者から募集した保護者委員を含む選定委員会を設置する。

主な提案項目	
1	建物のコンセプト
2	保育理念・運営方針
3	保育課程・指導計画
4	職員配置・育成
5	給食
6	健康支援
7	事故防止・危機管理
8	保護者との連携
9	地域との連携
10	引継ぎ等

9 移管先事業者決定後の手続き

(1) 保護者・事業者・区で構成する三者協議会の開催 (2) 円滑な移管を実現するため、引継ぎ期間を十分に確保 (3) 移管前4か月間は移管先事業者が公立保育所職員とともに合同保育の実施 (4) 区は引継計画の進捗の確認など進行管理の実施

10 民営化移管後の区への対応

移管後も原則として2年間は三者協議会を開催する。移管先事業者に福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を義務付けるとともに、第三者委員による苦情解決体制を設ける。また、保育の質の維持・向上のため区主催の研修や区職員による巡回支援を行う。

11 「公立保育所の民営化ガイドライン」の策定スケジュール

月 日	内 容
平成30年12月3日	文教児童委員会 素案の報告
平成30年12月8日～25日	パブリックコメント募集
平成31年2月	文教児童委員会報告 パブリックコメントの意見概要及び区の考え方、「公立保育所の民営化ガイドライン」策定